

●香川県告示第504号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成25年11月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 保安林の所在場所

東かがわ市小海字成松44、45の2、52、59の1、60、63の1、64の1、64の3、73の1、73の4、73の5、78の2、字川原谷83の1、91の1、96、100の1、106の1、122から125まで、128の1、129の1、130の1、131、132の1、132の2、147、149の1、149の6、150、152の1、153、266の1、267、270、310、311の1、311の2、384、397の1、426の6、427の1、460、464の1から464の3まで、478の2、479の2、480、481の1、482の2、484の2、486の2、487の2、488の2、489の2、490、491の2、492の1、492の2、492の3（国有林）、492の4、492の5、492の6から492の8まで（以上3筆国有林）、495の1、495の3、495の4・495の7（以上2筆国有林）、496の1から496の3まで、496の4・496の5（以上2筆国有林）、497の1、497の2、497の3（国有林）、497の4、498の2、501の2、502の2、503の2、504の2から504の8まで、508の2、509の2、字南谷541の2、551の1、552、557、558の1、558の2、558の4、628の1、628の2、629の1、629の2、646、647の2、648の1、663の3、663の6、691の1から691の4まで、692、693、698、699、700の1、713の3、713の4、714の1、725の1、字川北1018の1、1018の8、1185の1、字新平間1338の3、字北谷1384、1410の1、1410の3、1485の1、1485の2、1488の1、1488の2、1488の3（国有林）、1531、1532、1545、1546の1、1583の15、1583の16、1584の1、1584の2、1584の4から1584の6まで、1585の1、1586、1587の2、1587の3（国有林）、1589の1、1589の3、1590の1、1590の2（次の図に示す部分に限る。）、1595の1、1595の7、1595の8、1596の1から1596の4まで、1608の1、1608の3、1608の4、1613の1、1613の2、1621、1641、1652の9、1656の1、1656の2、1658の1、1658の2、1659の1、1677、1683の2、1683の3（国有林）、1684の12、1684の13、1684の15から1684の17まで、1702の2、1703の2、1703の4、1726の1から1726の3まで、1735の2、1735の3、1736の1、1737の1、1738、1740の1、1741、1742、1743の1、1743の3、1747の1、1747の2、1759、1845の2、字松崎1905、1906、1909、1920、1934、1961、1971の1、1973の1、1973の2、1973の4、1976、2028の1から2028の3まで、2038の1から2038の3まで、2040の1から2040の3まで、2051の2、2052から2054まで、2056の1から2056の4まで、2058の2、2058の3、2068の1、2068の3、2084の1、2085、2090の1、字別惣2189の1、2189の4、2189の8、2192の1、2256の1、2256の2、2257、2266の1、2267、2274、2275、2280の1から2280の3まで、2281の1から2281の3まで、2287の2から2287の4まで、2289、2295、2296の1、2301の2から2301の4まで、2306の3、2307の1、2308の1から2308の8まで、2312の1、2312の3、2313、2316、2320の1から2320の3まで、2333、2334、2358の1、2359、2373の1、2374の1、2374の3、2376の1、2377の1、2379の4、2379の9、2379の10、2380の5、2380の9、2380の10、2383の9、2385の2、2385の6、2386の2、2388の2、2389の2、2392の4、2394の1、2395の1、2398の1、2402、2407、2412、2416の1、2416の4、2416の5、2417、2436の1、2436の3から2436の6まで、2439の1、2441の1、字柞谷2472の3、2473の2、2473の3、2474の5、2478の2、2514の1、2514の2、2534、2548、2552、2579、2580、2586、2598、2599、

2604の2、2613の1から2613の3まで、2616の1から2616の3まで、2617の1から2617の6まで、2619の1、2619の2、2620の1、2620の2、2622の2、2625の2、2626、2628、2631の1、2644の2、2646の3から2646の5まで、2647、2648の2、2649の2、2649の4、2649の5、2650の1、2650の2、2655の2、2659、2660の2、2662の2、2663、2665から2667まで、2669、2670の1、2670の2、2672、2674、2678、2699の1、2699の2、2703の1、2737の2、2739の2、2740の2、字近守2772、2774、2776、2777の1、2779、2781、2782、2822の3、2823の2、2843、2851、2852の1、2852の3、2852の4、2853の1から2853の3まで、2854の2、2867の2、2868の4、2868の6、2870の4、2870の5、2872の2、2873の4、2873の5、2875の2、2876の3、2876の4、2877の1から2877の3まで、2878の4、2901の1、2901の2、2902、2907、2908、2909の3、2909の4、2910の2、2911、2912の4、2915の3、2925の2、2934、2938の3、2939の5、2943の5、2973の2、2973の5、2978の2、2980、2981、2983の2、2986の2、2998の2、3000の1から3000の5まで、3001の1、3001の4から3001の6まで、3001の8、3009の2、3010の2、3010の3、3010の5、3010の6、3011の1、3011の3、3011の4、3012の3から3012の6まで、3060の4、3060の5、3061から3063まで、3064の1、3076、3077、3078の1、3078の2、3080の6、3087の2、3093の2、3093の3、引田字椏谷971の1、971の5、971の6、字辻田1009の4から1009の8まで、1038の7、1038の10、1038の11、1044の1、1044の4、1044の5、1045の2、1045の4、1047の1、1047の4から1047の9まで、1047の11、1047の12、1060の1、1070の6、1070の11から1070の15まで、1070の30、1070の66、1070の70から1070の72まで、1072の1、1091の1、1104の2から1104の19まで、1105から1109まで、1115の1、1118の1、1118の5、1208の1、1208の2、1209の2、1209の4、1228の1、1285の1、1286の1、1292の1、1292の7、1315、字中山1701の2、1701の4、1721の1、1722の2、1813の1、1814の1、1853の2、1855の1、1856の1、字安戸3499の1、3592、3593の1、3594の1、字檀4282の1、4293、4303の3、4303の5、4303の6、4360の4、4360の5、4370の1、4370の5、4370の6、南野字宗極乙1の5、乙1の6、乙16の1、乙17の1、乙17の4、乙17の8、乙17の11、乙17の20、乙17の21、乙17の25から乙17の27まで、乙17の32、乙17の33、乙17の44、乙17の48、乙17の73から乙17の75まで、乙19の1、乙19の7から乙19の11まで、乙19の18、乙23、乙24、乙25の1から乙25の3まで、乙26の1から乙26の3まで、乙26の5、乙26の7から乙26の9まで、乙26の11から乙26の14まで、乙26の44、乙26の46、乙26の47、乙26の54、乙26の56、乙26の63から乙26の69まで、乙27の2から乙27の7まで、乙27の11、乙27の15、乙27の18、乙27の19、乙27の32から乙27の35まで、乙29の2、黒羽字南山乙8の1、乙8の2、乙11の3、乙15の1から乙15の5まで、乙19の1から乙19の8まで、乙39、乙40、乙51の1、乙51の2、乙55、乙56、乙84、乙87の1、乙93、乙103の1から乙103の3まで、乙104の2、乙105の1から乙105の5まで、乙107の1、乙107の3、乙107の4、乙108の2、乙148の3、乙157の2、乙159、乙161、乙177の2、乙182の2、乙188の2、乙188の5、乙192の3、乙193の1、乙193の2、乙195の2、乙204の1から乙204の3まで、乙204の5、乙204の9、乙204の10、乙205の1、乙206、乙208の2、乙210の1、乙210の5、乙210の6、乙210の12、乙210の13、乙211の1（次の図に示す部分に限る。）、乙211の4、乙216の1（次の図に示す部分に限る。）、乙216の3から乙216の8まで、乙220の1から乙220の5まで、乙221の2、乙221の7、乙221の11、乙221の12、乙221の14から乙221の16まで、乙221の20から乙221の22まで、乙224の1、乙224の14、乙224の21、乙228の1、乙228の6、川股字上所5の1、5の2、6の1、6の2、135、136、140の1、140の2、141の2、141の3、142の1、142の2、

150、153（次の図に示す部分に限る。）、字千足1047、字川西1124、1125、1132の2、1346、1348、坂元字小坂1020の1、1021の1、字上小坂1047の1、1047の8、1051の1、1052の1・1053の1・1053の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、1054の3、1054の5、1055の1、1055の3、1056の1、1058、1061、1062、1069の3、1070、1071、1072の1、1073の1、1073の2、1074の1、1074の4、1074の5、1076の1、1076の2、1080の2、1080の3、1081の1、1082、1089の1、1090の1、1092の1（次の図に示す部分に限る。）、1093の1、1104の1（次の図に示す部分に限る。）、1105の1、1105の3、1106の2、1106の4、1106の11、字上大谷1109の8、1109の10、1109の11、1109の45、字上本村1117の1、1119の1、1119の2、字開キ3の1から3の3まで、4の4、4の18、4の30、4の34から4の37まで、4の39、13の1、14の5、14の8、14の15、字本村122の1、字籠池344から346まで、348の1、349の1、350の1、360の4、362の4、364の4、373の5、字大谷383の2、402の3（国有林）、字小坂883の1、883の2、883の4、吉田字石引962の1、962の3、962の4、963、964、966、967の1、967の2、968、969の1、969の3、969の5、969の7、970、981の3、982の3、982の7、982の14、982の20、982の21、995の1、995の3、995の4、996の2、996の4、996の5、1034の1、1041の1、1051の1、1076の1、1087の1、1087の5、1089、1090、1091の1（次の図に示す部分に限る。）、1091の4、1091の5、1091の7から1091の20まで、1091の22から1091の27まで、1091の31、1091の37、1091の39、1091の40、1091の42、1091の43、1091の45、1091の51、1092、1093の1、1093の2、1093の6、1094の1、1097

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 当該変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐とする。

小海字松崎1905、1906、1909、1920、1934、1961、1971の1、1973の1、1973の2、1973の4、1976、2028の1から2028の3まで、2038の1から2038の3まで、2040の1から2040の3まで、2051の2、2052から2054まで、2056の1から2056の4まで、2058の2、2058の3、2068の1、2068の3、2084の1、2085、2090の1、字別惣2189の1、2189の4、2189の8、2192の1、2256の1、2256の2、2257、2266の1、2267、2274、2275、2280の1から2280の3まで、2281の1から2281の3まで、2287の2から2287の4まで、2289、2295、2296の1、2301の2から2301の4まで、2306の3、2307の1、2308の1から2308の8まで、2312の1、2312の3、2313、2316、2320の1から2320の3まで、2333、2334、2358の1、2359、2373の1、2374の1、2374の3、2376の1、2377の1、2379の4、2379の9、2379の10、2380の5、2380の9、2380の10、2383の9、2385の2、2385の6、2386の2、2388の2、2389の2、2392の4、2394の1、2395の1、2398の1、2402、2407、2412、2416の1、2416の4、2416の5、2417、2436の1、2436の3から2436の6まで、2439の1、2441の1、字柞谷2472の3、2473の2、2473の3、2474の5、2478の2、2514の1、2514の2、2534、2548、2552、2579、2580、2586、2598、2599、2604の2、2613の1から2613の3まで、2616の1から2616の3まで、2617の1から2617の6まで、2619の1、2619の2、2620の1、2620の2、2622の2、2625の2、2626、2628、2631の1、2644の2、2646の3から2646の5まで、2647、2648の2、2649の2、2649の4、2649の5、2650の1、2650の2、2655の2、2659、2660の2、2662の2、2663、2665から2667まで、2669、2670の1、2670の2、2672、2674、2678、2699の1、2699の2、2703の1、2737の2、2739の

2、2740の2、字近守2772、2774、2776、2777の1、2779、2781、2782、2822の3、2823の2、2843、2851、2852の1、2852の3、2852の4、2853の1から2853の3まで、2854の2、2867の2、2868の4、2868の6、2870の4、2870の5、2872の2、2873の4、2873の5、2875の2、2876の3、2876の4、2877の1から2877の3まで、2878の4、2901の1、2901の2、2902、2907、2908、2909の3、2909の4、2910の2、2911、2912の4、2915の3、2925の2、2934、2938の3、2939の5、2943の5、2973の2、2973の5、2978の2、2980、2981、2983の2、2986の2、2998の2、3000の1から3000の5まで、3001の1、3001の4から3001の6まで、3001の8、3009の2、3010の2、3010の3、3010の5、3010の6、3011の1、3011の3、3011の4、3012の3から3012の6まで、3060の4、3060の5、3061から3063まで、3064の1、3076、3077、3078の1、3078の2、3080の6、3087の2、3093の2、3093の3、引田字椋谷971の1、971の5、971の6、字中山1701の2、1701の4、1721の1、1722の2、1813の1、1814の1、1853の2、1855の1、1856の1、字安戸3499の1、3592、3593の1、3594の1、字檀4282の1、4293、4303の3、4303の5、4303の6、4360の4、4360の5、南野字宗極乙1の5、乙1の6、乙16の1、乙17の1、乙17の4、乙17の8、乙17の11、乙17の20、乙17の21、乙17の25から乙17の27まで、乙17の32、乙17の33、乙17の44、乙17の48、乙17の73から乙17の75まで、乙19の1、乙19の7から乙19の11まで、乙19の18、黒羽字南山乙8の1、乙8の2、乙11の3、乙15の1から乙15の5まで、乙19の1から乙19の8まで、乙39、乙40、乙51の1、乙51の2、乙55、乙56、乙84、乙87の1、乙93、乙103の1から乙103の3まで、乙104の2、乙105の1から乙105の5まで、乙107の1、乙107の3、乙107の4、乙108の2、乙148の3、乙157の2、乙159、乙161、乙177の2、乙182の2、乙188の2、乙188の5、乙192の3、乙193の1、乙193の2、乙195の2、乙204の1から乙204の3まで、乙204の5、乙204の9、乙204の10、乙205の1、乙206、乙208の2、乙210の1、乙210の5、乙210の6、乙210の12、乙210の13、乙211の1（次の図に示す部分に限る。）、乙211の4、乙216の1（次の図に示す部分に限る。）、乙216の3から乙216の8まで、乙220の1から乙220の5まで、乙221の2、乙221の7、乙221の11、乙221の12、乙221の14から乙221の16まで、乙221の20から乙221の22まで、乙224の1、乙224の14、乙224の21、乙228の1、乙228の6、川股字上所5の1、5の2、6の1、6の2、135、136、140の1、140の2、141の2、141の3、142の1、142の2、150、153（次の図に示す部分に限る。）、坂元字小坂1020の1、1021の1、字上小坂1047の1、1047の8、1051の1、1052の1・1053の1・1053の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、1054の3、1054の5、1055の1、1055の3、1056の1、1058、1061、1062、1069の3、1070、1071、1072の1、1073の1、1073の2、1074の1、1074の4、1074の5、1076の1、1076の2、1080の2、1080の3、1081の1、1082、1089の1、1090の1、1092の1（次の図に示す部分に限る。）、1093の1、1104の1（次の図に示す部分に限る。）、1105の1、1105の3、1106の2、1106の4、1106の11、字上大谷1109の8、1109の10、1109の11、1109の45、字上本村1117の1、1119の1、1119の2、字開キ3の1から3の3まで、4の4、4の18、4の30、4の34から4の37まで、4の39、13の1、14の5、14の8、14の15、字籠池344から346まで、348の1、349の1、350の1、360の4、362の4、364の4、373の5、字大谷383の2、402の3（国有林）、字小坂883の1、883の2、883の4、吉田字石引962の1、962の3、962の4、963、964、966、967の1、967の2、968、969の1、969の3、969の5、969の7、970、981の3、982の3、

982の7、982の14、982の20、982の21、995の1、995の3、995の4、996の2、996の4、996の5、1034の1、1041の1、1051の1、1076の1、1087の1、1087の5、1089、1090、1091の1（次の図に示す部分に限る。）、1091の4、1091の5、1091の7から1091の20まで、1091の22から1091の27まで、1091の31、1091の37、1091の39、1091の40、1091の42、1091の43、1091の45、1091の51、1092、1093の1、1093の2、1093の6、1094の1、1097

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県環境森林部みどり保全課及び東かがわ市事業部経済課に備え置いて縦覧に供する。）